

# 第64回広島県合唱コンクール参加要項（2025年度）

## 1 部門

小学生、中学生、高等学校、大学職場一般の4部門とする。

## 2 編成区分・出演人数

(1) 各部門の編成区分と出演人数は、次のとおりとする。

1 小学生部門（編成区分なし）	6名以上
2 中学生部門	
同声合唱の部	<u>6名以上</u>
混声合唱の部	<u>6名以上</u>
3 高等学校部門	
A グループ（小編成の部）	<u>6名以上</u> 3名以下
B グループ（大編成の部）	3名以上
4 大学職場一般部門	
大学ユースの部	<u>6名以上</u> （28歳以下）
室内合唱の部	6名以上 24名以下
同声合唱の部	8名以上
混声合唱の部	8名以上

(2) 県大会で申し込んだ部門及び編成区分は、中国大会・全国大会で変更することはできない。

(3) 出演人数については、次のように取り扱う。

- ① 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は、出演人数に含めるものとする。
- ② 県大会で申し込んだ出演人数は、中国大会においては変更できないものとする。  
(全国大会では、県大会もしくは支部大会での最大申し込み人数の10%（端数は四捨五入）の増員まで認める。ただし、最大申し込み人数が40名未満の場合は、4名の増員まで認める。)
- ③ 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により理事長が判断して審査の対象とすることができる。

## 3 出演資格（出演に係る条件）

(1) 各部門の出演合唱団の資格は、次のとおりとする。

- ① 広島県合唱連盟に加盟している合唱団。
- ② 小学生部門
  - ・「全日本合唱コンクール全国大会小学生部門開催規定」（全日本合唱連盟HPに掲載）に準ずる。
  - ・小学校の合唱団または小学生相当年次で構成する合唱団。なお、小中一貫校や児童合唱団、その他一般合唱団等が出演する場合、小学生相当年次の児童のみで編成しなければならない。
  - ・支部の代表として支部長の推薦を受けた合唱団。
  - ・同一人が複数の団体で出演できる。参加回数は制限しない。
  - ・団体名に必ずしも学校名を入れる必要はないものとする。
- ③ 中学生・高等学校部門
  - ・同一の中学校・高等学校の生徒で編成する合唱団、または次項（2）「出演に係る条件」の＜中学生部門、高等学校部門における特例＞の②に合致する合同合唱団
  - ・団体名には学校名を含めなければならない。ただし中学生部門は団体名には学校名を含めなくても構わない。
- ④ 大学職場一般部門
  - ・大学ユースの部：出演人数が6名以上で、出演メンバー全員が、当該年の4月1日時点で28歳以下で編成する合唱団。大学ユースの部のみ、出演者全員の年齢を示す名簿を参加申込書に添付して提出すること（本人確認がある）。
  - ・室内合唱の部：出演人数が6名以上 24名以下で編成する合唱団。
  - ・混声合唱の部：出演人数が8名以上で編成する混声合唱団。
  - ・同声合唱の部：出演人数が8名以上で編成する同声合唱団。

(2) 出演に係る条件は、次のとおりとする。

- ① 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
- ② 中学生部門、高等学校部門においては、個人の出演は各種別（混声・男声・女声）の合唱団1回に限る。
- ③ 中高一貫校及び高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。
- ④ 大学職場一般部門には、中学生部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。

#### ＜中学生部門、高等学校部門における特例＞

- ① 中学生部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。  
その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、高等学校部門においては同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
- ② 中高一貫校は高等学校部門に中学生相当学年を含めた編成で出演することができる。  
その場合、高等学校部門に出演した当該生徒（中学生）は中学生部門に出演することはできない。  
(注)これまでの規定同様、中学生部門および高等学校部門では、それぞれの合唱団が加盟すれば、同一学校から複数の合唱団が出演できる。
- ③ 小中一貫校は中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- ④ 合同合唱団は、複数校の生徒で編成する合唱団で、常時活動し、当該正会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。  
ただし、中学生部門は以下の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数および1合唱団あたりの人数は制限しない。
  - ・中学校の合唱団同士による合同合唱団
  - ・中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団
  - ・中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

(3) 指揮者、伴奏者、独唱者の出演資格は問わない。ただし、~~小学校・中学校・高等学校~~については当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は、「出演資格」、「出演に係る条件」を満たさなければならない。

(4) 全国大会開催規定第8条第4項に定めるシード合唱団は、全日本合唱連盟推薦団体として都道府県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。

- ① 出演の際に編成区分を変更することはできない。
- ② 県大会及び支部大会に審査の対象外で出演しなければならない。

## 4 出演順

参加団体への説明会時（7月13日（日））に、各部門・編成区分ごとに抽選によって決定する。

## 5 演奏曲

- (1) 小学生部門、中学生部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の2025年度「合唱名曲シリーズ（課題曲集）」から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (4) 自由曲は、曲目・曲数に制限は無い。
- (5) 出演者全員により、全曲同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。
- (6) 演奏曲目・曲目順・伴奏楽器は、県大会、支部大会、全国大会を通じて変更することはできない。

## 6 演奏時間

- (1) 小学生部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。
- (2) 中学生部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (3) 高等学校部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- (4) 大学職場一般部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。
- (5) 演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。

## 7 伴奏楽器

伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁（負担）しなければならない。

## 8 演奏曲・曲順・伴奏楽器の変更禁止

県大会・支部大会・全国大会を通じて、演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

## 9 編成区分の変更禁止

県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分を変更することはできない。

## 10 審査及び表彰

- (1) 審査は、絶対評価方式で行う。
- (2) 審査は、各部門・編成区分ごとに行い、それぞれに対して金・銀・銅のいずれかの賞を贈る。
- (3) 全部門を通して最優秀な団体にコンクール大賞を、小・中・高で大賞以外の優秀団体の指揮者に広島県合唱連盟理事長賞を授与する。

## 11 申込方法

申込は、「WEB 申込」により行うものとする。

- (1) 申込締切日：6月9日（月）

- (2) 申込手順：

「合唱連盟会員事務支援サービス「繋」（kei）利用者向け手引書」または「会員事務支援サービス「繋」Web 申込【初めて編】」及び「（WEB 申込）参加申込書入力時の注意事項」により行うこと。

- (3) 楽譜情報：楽譜の写（PDF でも画像でも可）を添付すること。

○ ピース譜は、曲の1ページ目の写（表紙がある場合は表紙も）  
○ 組曲や曲集からの抜粋曲は、表紙、目次、演奏曲の1ページ目、奥付

樂譜情報は、複数あるデータを zip にまとめて、zip を添付すること。

- (4) 大学ユースの部に参加する団体は「出演者名簿」の添付を要す。なお、「出演者名簿」には、指揮者、伴奏者、譜めくり者、独唱者を含まない。

- (5) 持ち込み楽器がある場合：「舞台配置図（持ち込み楽器の設置位置用）」を添付すること。

（注1）上記（3）（4）（5）は作成後、WEB 申込手続の中で添付が可能となりました。

（注2）出演者数は、参加団体への説明会開催日（7月13日（日））までは変更を認める。

その場合、参加費用が変わるので振込額に留意すること。

## 12 審査用楽譜

- (1) 出演団体は、審査用として自由曲の楽譜4部を説明会時（7月13日（日））に提出すること。

その際、各楽譜には団体名を明記し、演奏曲目・曲順が判るように付箋を添付すること。

なお、コピー楽譜は著作権法により禁止されているので、絶版等の止むを得ない場合は必ず「理由書」を添付すること。理由書の書式は任意とするが、

- ・「市販されている楽譜」は、「発行者（出版社）の同意書」を添付し、
- ・「市販されていない楽譜（発行の実態が全くない場合）」は、「作曲者（もしくは編曲者）の同意書のコピー」を添付すること。その場合、すべての楽譜に必ず（社）日本音楽著作権協会の許諾証紙の貼付、許諾番号の表示をすること。

- (2) 作品を省略して演奏する場合

必ず作曲者（もしくは編曲者）の許可を得る（書面添付する）こと。

- (3) 上記規定にもかかわらず、説明会時に審査用楽譜の提出ができない場合

7月25日（金）必着で、末尾記載の広島県合唱連盟コンクール部宛に郵送すること。

提出楽譜の体裁は、上記に準ずる。

### 13 参加料

出演団体は、下記の参加料を7月22日(火)までに必ず納付してください。

部門・編成区分	団体参加料 (1団体につき)	個人参加料 (参加者1人につき)
中学生部門	2,000円	400円
高等学校部門	3,000円	500円
小学生部門	1,000円	400円
大学ユースの部	4,000円	600円
室内合唱・同声合唱・混声合唱の部	5,000円	600円

注： 参加者には、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり を含む。

### 【振込先口座】

本要項末尾に掲載している「加盟団体の『チケット販売協力に係る支払い』並びに参加団体の『参加費・チケットノルマの支払い』に関するお知らせ」に従って、口座振込によりお支払いください。

### 14 入場券

前売券 800円 当日券 999円 (小学生以下は、当日券のみで500円)

参加団体には、下記の前売券をノルマとして販売していただきます。

説明会時に所定の前売券を配布します。

- ・中学生部門 : 販売枚数 (1団体につき) = 参加者数 × 1.0
  - ・高等学校部門 : 販売枚数 (1団体につき) = 参加者数 × 1.5
  - ・小学生部門 : 販売枚数 (1団体につき) = 参加者数 × 1.0
  - ・大学職場一般部門 : 販売枚数 (1団体につき) = 参加者数 × 1.5
- なお、「入場券の追加購入」については、コンクール部にご連絡ください。

### 15 著作権料

著作権料は、一括して広島県合唱連盟負担とする。

### 16 その他

#### (1) 審査用録音 CD-R (音源) の用意について

万一の不測事象に備え、録音審査で参加できるよう予め録音審査用の録音音源を用意してください。  
録音要領、送付先、送付方法、送付期限等の詳細は、7月13日(日)の説明会にて案内します。

#### (2) 「コンクール部の事務局所在地」および「お問い合わせ先」

大会当日の詳細は、「参加団体への説明会」でご説明しますが、ご質問等がありましたら、コンクール部(高橋)までお問い合わせください。

なお、可能な限りメールにてご照会いただければ幸いです。

〒732-0053 広島市東区若草町11-1-2706 吉井方

高橋 愛 内

広島県合唱連盟コンクール部

固定電話：082-236-7472

携帯電話：090-8712-4364

E-mail : awichan429@gmail.com

★ 加盟団体の「チケット販売協力に係る支払い」並びに  
参加団体の「参加費・チケットノルマの支払い」に関するお知らせ

お支払いに際しては、下記の点にご注意いただき、振込（送金）をお願いいたします。

※ 所定の振込用紙はありません。

※ 郵便局の口座をお持ちの方で、キャッシュカード（ATM）をご利用される場合は、ATMの「口座間送金」をご利用いただくと、振込手数料が、従来は月1回：無料でしたが、2020年4月1日から利用回数にかかわらず100円／回に改定されています。

この場合、最終の確認画面で振込人氏名の変更ができますので、必ず「団体名 個人名」の順に入力してください。

郵便局振込先  
記号 15190 番号 57320651  
広島県合唱連盟コンクール部

※ 銀行からの振込は、通常の他行宛振込と同様に振込手数料がかかります。

銀行からの振込先は、下記の口座あてになります。

ゆうちょ銀行 【店名】 五一八（ゴイチハチ）普通 5732065  
広島県合唱連盟コンクール部

以上